

(証券コード 6156)
2023年9月7日
(電子提供措置の開始日 2023年8月31日)

株 主 各 位

東京都府中市分梅町二丁目20番5号
株 式 会 社 エ ー ワ ン 精 密
代表取締役社長 林 哲 也

第33期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第33期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しておりますので、以下の各ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

●当社ウェブサイト <https://a-one-seimitsu.co.jp/financials-ja.php#news>

●東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「エーワン精密」又は「コード」に当社証券コード「6156」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席願えない場合には、書面、インターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年9月22日（金曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- 1 日 時 2023年9月23日（土曜日）午後1時
（受付開始時間 午後0時40分）
- 2 場 所 東京都府中市緑町三丁目5番地の2
むさし府中商工会議所会館 3階 大ホール
（末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3 会議の目的事項

報告事項 第33期（自 2022年7月1日 至 2023年6月30日）
事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第4号議案 役員退職慰労金制度の廃止に伴う打ち切り支給の件

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式付与のための報酬決定の件

以 上

(株主様へお願い)

- ① 第33期定時株主総会にあたり、ご出席される株主様は、ご自身の体調をお確かめのうえ、感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。
- ② 会場受付に、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。また、株主の皆様のマスク着用についてはご自身のご判断でお願いいたします。株主総会運営スタッフは、マスク着用で対応させていただきます。
総会ご出席の際にはお手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
以上、ご理解並びにご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 電子提供措置事項のうち、事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要」「会社の支配に関する基本方針」、計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款16条の規定に基づき、各ウェブサイトに掲載しております。
 3. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

【インターネットによる議決権行使のご案内】

インターネットにより議決権を行使される場合は、予め次の事項をご了承いただきますようお願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

(<https://www.web54.net>)

2. 議決権行使の方法について

(1) パソコンをご利用の方

上記のアドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に沿って賛否をご入力ください。

(2) スマートフォンをご利用の方

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。

なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更する場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただく必要があります。

QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

3. 議決権行使のお取り扱いについて

(1) 議決権行使期限は、2023年9月22日（金曜日）午後5時30分までに行使されますようお願い申し上げます。

(2) 書面により議決権を行使される場合は、2023年9月22日（金曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。

(3) 書面とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

(4) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効といたします。

(5) 各議案に対し賛否のご表示がない場合は賛成の表示があったものとして取り扱います。

(6) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただくためにプロバイダーへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）が必要となる場合がありますが、これらの料金は株主様のご負担となります。

4. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

(1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。本総会終了後まで暗証番号と同様に大切に保管願います。

なお、議決権行使コード及びパスワードのご照会にはお答えできませんのでご了承ください。

(2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

5. お問い合わせ先について

(1) インターネットによる議決権行使に関するパソコンなどの操作方法がご不明な場合は、以下にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル[電話] 0120 (652) 031
(受付時間 9:00~21:00)

(2) その他のご照会

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様
お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

イ. 証券会社の口座のない株主様
(特別口座をお持ちの株主様)

三井住友信託銀行 証券代行部
[電話] 0120 (782) 031
(受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

以上

事業報告

(自 2022年7月1日)
(至 2023年6月30日)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期におけるわが国経済は、サービス業などコロナによる人手の減少が緩和され回復傾向を示しましたが、海外の金利上昇による景気鈍化の影響を受けた製造業は減少傾向となりました。

世界的に急速なインフレ傾向が続き各国が政策金利を引き上げたことで不動産、株式などの資産価格は調整が入り下落しました。米国は急激なインフレ上昇を抑制するために、短期間に政策金利を引き上げて一時的に金融機関の破綻が起きたり、景気後退懸念が出てきました。現状、個人消費こそ堅調ですが製造業は業況が悪化しています。中国はゼロコロナ政策解除後の経済成長率の戻りが鈍化していて、不動産市況の悪化や景気停滞の状況となっています。外需は総じて低調に推移しました。

国内製造業は自動車分野で半導体や部品の欠品で生産調整を強いられていましたが、徐々に制約も解消されてきていて生産は戻りつつあります。ただし自動車メーカーの生産台数が本格的な水準に戻るまでは、協力企業の部品在庫の調整は続き末端の企業にまで生産回復が浸透するにはまだ時間を要すると思われます。半導体業界については、データセンターやパソコン、スマートフォンなどのメモリー需要が低迷し業況は悪化しています。パワー半導体など需要が高いものもありますが、半導体業界全体は減速しています。関連性の高い半導体製造装置、電子部品業界も調整局面となりました。世界的な製造業の業績悪化に伴い設備投資は控えめになり工作機械も受注は減少しました。一方で建設機械や医療機器などは堅調に推移しました。

なお、当社は2021年12月24日に従業員107名に対する、3年間の譲渡制限付株式報酬を付与しています。これによって当期は、株式報酬費用95,425千円計上しており営業利益が減少しています。

このような状況のなか、当期の売上高は1,755,258千円（前年同期比6.0%減）、営業利益は275,539千円（前年同期比36.4%減）、経常利益は281,694千円（前年同期比36.6%減）、当期純利益は191,935千円（前年同期比38.2%減）となりました。

セグメント別の営業の概況は以下のとおりであります。

<コレットチャック部門>

コレットチャック部門では、自動車を中心とした量産部品加工がもうひとつ稼働率が高まらず、電子部品や工作機械なども低調な動きとなり、期の後半は当部門の受注も減少傾向となりました。

この結果、当セグメントの売上高は1,208,290千円（前年同期比7.5%減）、セグメント利益は449,745千円（前年同期比17.7%減）となりました。

<切削工具部門>

複雑な加工や特殊な形状加工に使用される別注切削工具の製作・再研磨は、顧客の要望する形状に柔軟に対応し短納期対応することで緩やかながら増加して売上高は153,046千円（前年同期比5.0%増）となりました。

市販切削工具の再研磨は、大手企業の夏季休暇に合わせて顧客企業の機械稼働率が低下し当部門の受注も下がりました。市販切削工具の再研磨は量産加工で使用されるものも多く期を通じて緩やかな減少傾向となりました。売上高は、381,408千円（前年同期比3.9%減）となりました。

この結果、当セグメントの売上高は534,455千円（前年同期比1.5%減）、セグメント利益は66,132千円（前年同期比42.4%減）となりました。

<自動旋盤用カム部門>

自動旋盤用カム部門では、国内外のカム式自動旋盤で加工する量産部品が減少し、当社の受注も減少しました。

この結果、当セグメントの売上高は12,513千円（前年同期比35.7%減）、セグメント損失は1千円（前年はセグメント利益6,086千円）となりました。

セグメント別売上高の推移

区 分	2022年6月期 第32期（前期）		2023年6月期 第33期（当期）		対前期比
	売上高	構成比	売上高	構成比	
コレットチャック部門	千円 1,305,867	% 69.9	千円 1,208,290	% 68.8	% 92.5
切削工具部門	542,728	29.1	534,455	30.5	98.5
自動旋盤用カム部門	19,465	1.0	12,513	0.7	64.3
合 計	1,868,061	100.0	1,755,258	100.0	94.0

(2) 設備投資の状況

当期において実施した設備投資の総額は70,693千円であり、主にコレットチャック部門及び切削工具部門の機械及び装置の購入によるものであります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 財産及び損益の状況

区 分	2020年6月期	2021年6月期	2022年6月期	2023年6月期
	第30期	第31期	第32期	第33期 (当期)
売 上 高	千円 1,760,226	千円 1,669,853	千円 1,868,061	千円 1,755,258
経 常 利 益	千円 462,496	千円 389,983	千円 444,456	千円 281,694
当 期 純 利 益	千円 319,497	千円 268,560	千円 310,445	千円 191,935
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	円 66.58	円 55.97	円 63.24	円 38.34
総 資 産	千円 9,019,292	千円 9,096,477	千円 9,479,485	千円 9,206,592
純 資 産	千円 8,361,891	千円 8,412,131	千円 8,688,953	千円 8,431,111
自 己 資 本 比 率	% 92.7	% 92.5	% 91.7	% 91.6

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数(自己株式を除く)に基づき算出しております。
2. 当社は2020年4月27日開催の取締役会決議に基づき、2020年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で、株式分割を行っております。表中の1株当たり当期純利益の金額は2020年6月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)を適用しております。2022年6月期の期首から適用しており、2022年6月期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(5) 対処すべき課題

当社が事業展開しているコレットチャック部門、自動旋盤用カム部門は、主に小型精密部品加工で使用される工具に関するものであり、切削工具部門は、小型精密部品から大物構造物の加工まで、様々な切削工程で使用される工具に関するものであります。この3事業部門は、製造業の部品加工で幅広く使用される工具に関するものであるため、部品加工業界の景気に連動して、当社の受注は大きく変動するものであります。今までも受注変動を繰り返してきました。

このところの世界的な異常気象により、地球環境破壊が大きな問題となってきていて、温室効果ガスの抑制・削減が急務となっています。従来型の消費行動、生活様式から脱して新たな生活様式を模索していくなかで、私たちを取り巻く環境が大きく変化していくことと思われれます。温室効果ガス抑制のための社会インフラの整備、発電方法の多様化、製造業の生産方法・設備の改良、交通システムの改良などが想定されます。また、ウイルス感染症の抑制のための医療体制整備、医療機器の充実なども必要となります。そのため製造業に求められる生産体制、生産設備、生産する部品など大きな変化が必要となり、その対応を求められます。

こうした環境下、製造業の部品加工で使用される工具を製造・研磨している当社には、従来から使用されている工具に加えて、新たな仕様や形状の工具も要求され、またその精度も必要となってきます。当社においては、顧客から要求される品質、仕様、納期、価格に柔軟に対応できる体制を整え続けることが重要となってきます。

コレットチャック部門、切削工具部門では、生産設備の新設・整備を進め、品質向上と生産効率向上を目指し、人員のレベルアップ・育成を進めていきます。また、顧客企業からのオーダー工具の依頼に関しては、当社の製造する工具で、顧客企業の製造の課題にも取組み協力体制を築くことで、受注の拡大に繋げてまいります。これらの対応を進めていくことで既存顧客との取引の幅を広げるとともに、新たな顧客層の拡充を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご理解ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 主要な事業内容 (2023年6月30日現在)

当社の事業内容は、小型自動旋盤等で用いられるコレットチャック等を製造・販売するコレットチャック部門、各種切削工具の再研磨加工の受託及び特殊切削工具の製造・販売を行う切削工具部門、小型自動旋盤用カムの設計・製造・販売を行う自動旋盤用カム部門の3事業部門で構成されております。

(7) 主要な営業所及び工場 (2023年6月30日現在)

事業所名	所在地
本 社	東京都府中市
山梨工場	山梨県韮崎市

(8) 使用人の状況 (2023年6月30日現在)

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
111名	3名増	41.3歳	12.7年

(9) 主要な借入先 (2023年6月30日現在)

該当事項はありません。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

特に記載すべき事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2023年6月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 19,200,000株
(2) 発行済株式の総数 5,005,540株
(自己株式 994,460株を除く)
(3) 株主数 4,609名
(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	株	%
株 式 会 社 致 知	1,268,800	25.34
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	503,700	10.06
A V I J A P A N O P P O R T U N I T Y T R U S T P L C	482,500	9.63
肥 田 亘	100,000	1.99
竹 内 忠 夫	80,700	1.61
J P モ ル ガ ン 証 券 株 式 会 社	55,400	1.10
M S I P C L I E N T S E C U R I T I E S	51,000	1.01
大 橋 逸 夫	43,600	0.87
エ ー ワ ン 精 密 従 業 員 持 株 会	42,876	0.85
L G T B A N K L T D	37,600	0.75

(注) 当社は、自己株式（994,460株）を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2023年6月30日現在）

氏名	地位	担当	重要な兼職の状況
林 哲也	代表取締役社長		
室田 武師	専務取締役	コレットチャック 部門担当	
金丸 信行	常務取締役	切削工具 部門担当	
小林 伸夫	取締役 (常勤監査等委員)		サンコウ総合設備株式会社 代表取締役
鈴木 誠	取締役 (監査等委員)		九段下税理士合同事務所 税理士
土屋 二郎	取締役 (常勤監査等委員)		

- (注) 1. 取締役（監査等委員）小林伸夫氏、取締役（監査等委員）鈴木誠氏及び取締役（監査等委員）土屋二郎氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 当社は、社外取締役小林伸夫氏、社外取締役鈴木誠氏及び社外取締役土屋二郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査等委員鈴木誠氏は、税理士として企業税務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、業務執行取締役に対する監査・監督機能を高めるため、小林伸夫氏、土屋二郎氏を常勤の監査等委員に選定しております。
5. 当社は定款に、会社法第427条第1項の規定により、取締役（会社法第2条第15号イに定める業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めておりますが、現時点において、取締役との間で責任限定契約を締結しておりません。

(2) 当事業年度に係る取締役の報酬等の総額及び員数

①取締役及び監査等委員の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は2015年9月27日開催の第25期定時株主総会において年額100,000千円以内とご決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名です。

監査等委員の報酬限度額は2015年9月27日開催の第25期定時株主総会において年額20,000千円以内とご決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員の員数は3名です。

②取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役の報酬は、企業経営の実効性を高めるために重要なものであり、取締役のインセンティブを高めるとともに、取締役の報酬決定の客観性の確保、取締役の監督機能を維持することが重要となります。当社の事業環境等を総合的に判断して決定しています。

<取締役の報酬決定の方法>

(ア) 取締役の報酬は、指名報酬委員会を設置して、監査等委員である社外取締役3名と代表取締役社長1名の合計4名で、取締役の報酬について総合的に検討して「取締役報酬原案」を策定します。

(イ) 指名報酬委員会で決定した「取締役報酬原案」をもとに、取締役会で内容を精査して、取締役の個人別の報酬を決定しています。

<取締役の報酬について>

基本的な考え方

(ア) 当社の事業規模は比較的小さく、売上金額も多くはありません。

(イ) 事業環境の変化により従来よりも利益率が低下傾向にあります。

そのため現状の事業環境が大きく変化しない限り、取締役の報酬は抑制する方針です。

<取締役の報酬の内容>

(ア) 報酬等（業績に連動しない金銭報酬）

(a) 基本的報酬となる固定報酬

（以下 基本報酬という）

- ・個人別の基本報酬は経常的な売上金額の1%以内とします。
- ・役職、職責、職務実績、当社での経歴、貢献度を加味して個別に決定します。

(b) 役員退職慰労金

- ・社内規程に基づいた計算金額を退職時に退職給与として一括支給します。
- ・個人別の月額基本報酬に役位別倍率、在任年数を乗じて計算します。

監査等委員である取締役の報酬は、基本報酬と役員退職慰労金で構成されています。

(イ) 業績連動報酬

(a) 当社は、機械工具の製造・販売・研磨をしており、3事業部門の簡潔な構成であります。事業活動の成果は、本業での利益を示す当期の営業利益に集約されており、経営上最も重要な指標としています。そのため取締役の業績連動報酬も毎期の営業利益額を基準にしています。当期の営業利益額は275,539千円であります。

(b) 毎期の営業利益金額の2.5%程度を目途に役員賞与として金銭支給しています。

(c) 前期役員賞与総額に、当期の営業利益金額の対前期比増減率を乗じて当期の役員賞与総額を決定しています。

非金銭報酬は支給していません。

<報酬等の種類ごとの割合の決定方針>

毎期安定した利益を上げて安定した株主還元を達成することを目指し基本報酬の比率を高めています。

概ね以下の比率で決定しています。

基本報酬	70%程度
役員退職慰労金	15%程度
業績連動報酬（役員賞与）	15%程度

<報酬等を支給する時期>

- (ア) 基本報酬は、毎月金銭で固定報酬として支給しています。
- (イ) 役員退職慰労金は、每期支給予定額を引当金計上して取締役退任時に一括支給します。
- (ウ) 業績連動報酬は、翌期に開催される定時株主総会終了後、金銭支給します。

③取締役の個人別の報酬等の内容が方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、当社の指名報酬委員会が様々な観点から総合的に検討した「取締役報酬原案」をもとに、当社取締役会で内容を精査して最終的に決定しているため、その決定は妥当なものと判断しております。

④取締役及び監査等委員の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額				対象となる役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	退職慰労金	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	千円 57,970 (一)	千円 42,300 (一)	千円 6,900 (一)	千円 — (一)	千円 8,770 (一)	4名 (一)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	4,580 (4,580)	4,200 (4,200)	— (一)	— (一)	380 (380)	3名 (3名)
計	62,550	46,500	6,900	—	9,150	7名

- (注) 1. 上記報酬等の額には、役員退職慰労引当金の当期繰入額9,140千円(取締役(監査等委員を除く)8,760千円、取締役(監査等委員)380千円(全て社外取締役))を含んでおります。
2. 上記報酬等の額には、2022年9月24日開催の第32期定時株主総会で任期満了により退任した取締役(監査等委員を除く)1名に対する報酬を含んでおりますが、役員退職慰労金11,250千円は含んでおりません。

(3) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

社外取締役（監査等委員）小林伸夫氏はサンコウ総合設備株式会社の代表取締役を兼任しております。同社と当社との間には特別な関係はありません。

社外取締役（監査等委員）鈴木誠氏は九段下税理士合同事務所の税理士を兼任しております。同税理士事務所と当社との間には特別な関係はありません。

②会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は役員との親族関係

該当事項はありません。

③当事業年度における主な活動状況

社外取締役（監査等委員）小林伸夫氏は、当期に開催した14回全ての取締役会に出席し、経営者としての豊富な経験に基づき、主にガバナンス面からの当社の監査について必要な発言を行いました。また、当期に開催した監査等委員会12回全てに出席し、監査状況の報告、確認を行いました。

社外取締役（監査等委員）鈴木誠氏は、当期に開催した14回全ての取締役会に出席し、主に税理士の専門的立場から発言を行いました。また、当期に開催した監査等委員会12回全てに出席し、監査状況の報告、確認を行いました。

社外取締役（監査等委員）土屋二郎氏は、当期に開催した14回全ての取締役会に出席しました。同氏は、長年製造業に携わった経験があり、山梨在住であることから、主に工場業務を中心に監査を行い、取締役会においても発言しました。また、当期に開催した監査等委員会12回全てに出席し、監査状況の報告、確認を行いました。

(4) その他会社役員に関する重要な事項

特に記載すべき事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

監査法人 A & A パートナーズ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬額

14,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

2. 当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査の実施状況、監査計画の内容などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 責任免除契約の内容概要

当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を取締役会決議によって法令の限度において免除する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合は、監査等委員会が選定した監査等委員は解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(注) この事業報告の記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2023年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	7,538,455	流動負債	201,502
現金及び預金	6,814,158	買掛金	15,497
受取手形	80,488	未払金	84,612
売掛金	246,629	未払費用	14,503
原材料	3,126	未払法人税等	56,095
仕掛品	42,332	役員賞与引当金	6,900
前払費用	255,511	リース債務	904
その他	94,966	その他	22,990
貸倒引当金	1,253	固定負債	573,977
	△10	退職給付引当金	420,016
固定資産	1,668,136	役員退職慰労引当金	137,440
有形固定資産	1,196,149	リース債務	2,903
建物	403,277	その他	13,617
構築物	19,634	負債合計	775,480
機械装置	427,997	(純資産の部)	
車両運搬具	570	株主資本	8,340,210
工具器具備品	5,322	資本金	292,500
リース資産	3,393	資本剰余金	481,250
土地	333,534	資本準備金	337,400
建設仮勘定	2,420	その他資本剰余金	143,850
無形固定資産	2,945	自己株式処分差益	143,850
ソフトウェア	2,291	利益剰余金	8,258,743
電話加入権	653	利益準備金	20,000
投資その他の資産	469,041	その他利益剰余金	8,238,743
投資有価証券	218,888	別途積立金	7,840,000
破産更生債権等	540	繰越利益剰余金	398,743
長期前払費用	42,470	自己株式	△692,283
繰延税金資産	207,547	評価・換算差額等	90,901
その他	134	その他有価証券評価差額金	90,901
貸倒引当金	△540	純資産合計	8,431,111
資産合計	9,206,592	負債・純資産合計	9,206,592

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

損 益 計 算 書

(自 2022年7月1日)
(至 2023年6月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		1,755,258
売 上 原 価		1,199,161
売 上 総 利 益		556,097
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		280,557
営 業 利 益		275,539
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	8,098	
売 電 収 入	481	
作 業 不 成 損 失	1,262	
貸 倒 引 当 金 戻 入	104	
そ の 他	2,394	12,341
営 業 外 費 用		
株 式 報 酬 費 用 消 滅	6,187	6,187
経 常 利 益		281,694
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	0	0
税 引 前 当 期 純 利 益		281,694
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	131,900	
法 人 税 等 調 整 額	△42,141	89,759
当 期 純 利 益		191,935

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書

(自 2022年7月1日)
(至 2023年6月30日)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金 自己株式処分差益	資本剰余金 合 計
2022年7月1日残高	292,500	337,400	143,850	481,250
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
別途積立金の取崩				
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額 (純額)				
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—
2023年6月30日残高	292,500	337,400	143,850	481,250

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	利益剰余金				自己株式	株主資本 合計
	利 益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
		別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金			
2022年7月1日残高	20,000	8,140,000	407,962	8,567,962	△692,283	8,649,428
事業年度中の変動額						
剰余金の配当			△501,154	△501,154		△501,154
当期純利益			191,935	191,935		191,935
別途積立金の取崩		△300,000	300,000	—		—
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額 (純額)						
事業年度中の変動額合計	—	△300,000	△9,218	△309,218	—	△309,218
2023年6月30日残高	20,000	7,840,000	398,743	8,258,743	△692,283	8,340,210

(単位：千円)

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
2022年7月1日残高	39,525	39,525	8,688,953
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△501,154
当期純利益			191,935
別途積立金の取崩			—
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)	51,376	51,376	51,376
事業年度中の変動額合計	51,376	51,376	△257,842
2023年6月30日残高	90,901	90,901	8,431,111

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年8月23日

株式会社エーワン精密
取締役会 御中

監査法人 A & A パートナーズ
東京都中央区
指定社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 禎
指定社員
業務執行社員 公認会計士 町田 眞友

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エーワン精密の2022年7月1日から2023年6月30日までの第33期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等に関する監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監査報告書

当監査等委員会は、2022年7月1日から2023年6月30日までの第33期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人A & Aパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年8月24日

株式会社エーワン精密 監査等委員会
監査等委員長 小林 伸夫 ㊟
監査等委員 鈴木 誠 ㊟
監査等委員 土屋 二郎 ㊟

(注) 取締役（監査等委員）小林伸夫、取締役（監査等委員）鈴木誠及び取締役（監査等委員）土屋二郎は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 剰余金の処分に関する事項

剰余金の処分につきましては、経営の安定性を考慮しつつ、資本効率の改善を図り株主還元を充実させるため、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 減少する剰余金の項目及びその金額

別途積立金 500,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目及びその金額

繰越利益剰余金 500,000,000円

2. 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営方針のひとつとして位置づけ、純資産額の3%以上を目安に安定配当することを方針としており、第33期の経営環境を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金100円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、500,554,000円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年9月26日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

本総会終結の時をもちまして、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）3名全員が任期満了となります。つきましては、取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査等委員会は、各候補者に関して当事業年度における業務執行状況及び業績等を評価した上で、当社の取締役として適任であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	はやし てつや 林 哲也 (1965年6月10日生)	1989年4月 野村證券株式会社入社 2004年1月 当社入社 2005年7月 西日本営業所長 2005年9月 取締役就任 2007年10月 代表取締役社長就任（現任）	4,000株
2	むろた たけし 室田 武師 (1963年12月25日生)	1986年3月 株式会社エーワン精密（現株式会社致知）入社 1990年7月 当社入社 1997年10月 コレットチャック部門リーダー 2003年9月 取締役就任 コレットチャック部門担当（現任） 2007年10月 常務取締役就任 2011年10月 専務取締役就任（現任）	19,200株
3	かねまる のぶゆき 金丸 信行 (1968年12月24日生)	1988年5月 株式会社エーワン精密（現株式会社致知）入社 1990年7月 当社入社 2000年12月 切削工具部門リーダー 2007年9月 取締役就任 切削工具部門担当（現任） 2011年10月 常務取締役就任（現任）	8,400株

(注) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本総会終結の時をもちまして、監査等委員である取締役全員（3名）が任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

なお、監査等委員である取締役候補者の3名は、全員社外取締役候補者であります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	こばやし のぶお 小林 伸夫 (1949年5月5日生)	1974年4月 林法律事務所入所 1982年4月 サンコウ総合設備株式会社入社 1990年4月 同社 取締役就任 2005年4月 同社 代表取締役就任（現任） 2021年9月 当社取締役(監査等委員)就任（現任）	一株
2	すずき まこと 鈴木 誠 (1944年5月26日生)	1963年4月 名古屋国税局入局 1983年7月 東京国税局直税部国税実査官 1996年7月 税務大学校教育第一部教授 1998年7月 武蔵府中税務署副署長 2000年7月 東京国税局調査第四部統括国税調査官 2001年7月 新城税務署署長 2002年7月 荻窪税務署署長 2003年9月 九段下税理士合同事務所開業（現任） 2011年9月 当社監査役就任 2015年9月 当社取締役(監査等委員)就任（現任）	一株
3	つちや じろう 土屋 二郎 (1950年8月8日生)	2004年11月 インターナショナルプレジジョン株式会社 取締役就任 2006年4月 インターナショナルアロイ株式会社に合併 同社取締役退任 2006年8月 同社 山梨事業所 製造部長 2007年11月 同社 山梨事業所 所長 2011年8月 同社 組織変更にて取締役製造部長 2013年11月 同社 役員定年制度にて取締役退任 2016年12月 同社 退職 2019年9月 当社取締役(監査等委員)就任（現任）	5,000株

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 社外取締役候補者に関する事項

小林伸夫氏は法律事務所勤務後、民間設備会社へ転職し、現在同社の代表取締役社長を18年にわたり務めています。法務全般に明るく会社経営経験も豊富であり、客観的な立場で監査を実行できると判断し、当社の監査実効性を高めるため社外取締役候補者といたしました。当社の監査等委員である社外取締役の在任期間は2年となっております。

鈴木誠氏は日本各地で税務署員、税務署長を歴任し幅広く会社実務に対応してきた経験があり、公正で客観的な監査が可能と判断し社外取締役候補者といたしました。当社の監査等委員である社外取締役であります。社外役員としての在任期間は本総会終結の時をもって12年となり、社外監査役としての在任期間は4年、監査等委員である社外取締役の在任期間は8年となります。

土屋二郎氏は24年にわたり素材メーカーで製造に携わり、取締役製造部長を歴任するなど、製造現場に精通しており、また、山梨工場近隣に在住であり、業務監査の充実に繋がるものと判断し社外取締役候補者といたしました。当社の監査等委員である社外取締役の在任期間は4年となっております。

3. 当社は小林伸夫氏、鈴木誠氏及び土屋二郎氏を、株式会社東京証券取引所に定める独立役員として同取引所に届け出ており、選任が承認された場合は、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定であります。

[ご参考] 第2号議案及び第3号議案の候補者の専門性と経験（スキル・マトリックス）

	候補者 番号	氏名	経営	製造/ 技術	営業/ 対外接 渉	国際海 外対応	財務/ 会計	税務	法務/ 労務	ESG/ リスク マネジ メント
取 締 役	1	林 哲也	●		●	●	●			●
	2	室田 武師		●	●	●				●
	3	金丸 信行		●	●					●
監 査 等 委 員	1	小林 伸夫	●						●	●
	2	鈴木 誠					●	●		●
	3	土屋 二郎		●						●

※上記一覧表は、主要な担当業務を表して、各人の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

第4号議案 役員退職慰労金制度の廃止に伴う打ち切り支給の件

当社は、2023年8月10日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度を本株主総会終結の時をもって廃止することを決議し、より業績や株主価値との連動性を高めた役員報酬制度に見直すことといたしました。

役員退職慰労金制度の廃止に伴い、本株主総会終結の時までの在籍期間を対象とする退職慰労金を、当社の一定の基準に従い相当額の範囲内で打ち切り支給いたしたいと存じます。退職慰労金は当社の規程に従い、役位ごとの最終の報酬月額、役位ごとの在任期間の年数、役位別倍率の三つを乗じて算出した金額といたします。その額は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名で137,700,000円、監査等委員である取締役3名で1,960,000円となります。支給の時期は各取締役の退任の時といたします。退職慰労金額につきましては、取締役会で定められた「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」に沿ったものであり、指名報酬委員会、取締役会で協議しており、その内容について相当であると判断しております。当社の「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」は、招集ご通知12頁から14頁に記載しております。なお、この決定方針は、役員退職慰労金制度廃止後に改訂することを予定しております。また、当社は従来から将来の役員退職慰労金の支給に備えて、所定の基準に基づく支給額を役員退職慰労引当金として計上しておりますので、業績への影響はありません。

なお、退職慰労金の支給対象者は、株主総会参考書類第2号議案の取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名と第3号議案の監査等委員である取締役3名の合計6名であり、その略歴はそれぞれ第2号議案と第3号議案をご参照ください。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2015年9月27日開催の第25期定時株主総会において、年額100,000,000円以内とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠にて、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額50,000,000円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は3名（うち社外取締役0名）ですが、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件」が原案どおり承認可決されました場合、引き続き、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は3名（うち社外取締役0名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年25,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額としない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件とします。また、本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当

社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（なお、当該方針の内容は、当社の第33期事業報告12頁から14頁をご参照ください。（なお、本議案が承認可決された場合には、ご承認いただいた内容とも整合するよう、当該方針を後述【ご参考】に記載の内容に変更する予定です。）その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

【本割当契約の内容の概要】

（1）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日より当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した直後の時点までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。ただし、当該退任又は退職した直後の時点が、本割当株式の割当てを受けることとなる日の属する事業年度経過後3か月を経過した日よりも前の時点である場合には、譲渡制限期間の終期について、合理的な範囲で調整することができる。

（2）退任又は退職時の取扱い

対象取締役が当社の取締役会が予め定める期間（以下「役務提供期間」という。）の満了前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

（3）譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、①当該対象取締役が正当な理由により、役務提供期間が満了する前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合、または、②当該対象取締役が役務提供期間の満了後においても、譲渡制限期間の満了前に正当な理由以外の理由により、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

【ご参考】取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

取締役の報酬は、取締役の職務執行の動機付けの一つであり、企業価値を高めるための大きな要素となります。一方で報酬の決定には客観性と合理性が必要であり、業容や事業規模、事業環境や経営状況などを総合的に判断して、当社の実状に即した内容であることが重要であると考えております。取締役の責務は、業務執行することにより業績を上げることと、取締役の職務執行の監督の両面があり、担当する職責に応じて報酬を決定しております。

1. 取締役の報酬決定の方法

① 当社は任意の指名報酬委員会を設置しています。その構成員は、監査等委員である社外取締役3名と代表取締役社長の合計4名であり、取締役の責務と業務執行状況を考慮して「取締役報酬原案」を策定します。

② 指名報酬委員会で策定した「取締役報酬原案」をもとに、取締役会で取締役個人別の報酬内容を精査して、取締役の個人別の報酬を決定しています。

2. 取締役の報酬について

基本的な考え方

当社は機械工具製造を行っていて製造現場に力点を置いています。管理部門など製造以外は人員を絞って、会社組織自体も簡潔なものにして利潤追求のための経営効率を高めることを目指しています。そのため取締役の責務は、経営全般から日常業務に関わる細かい分野までを業務執行範囲としています。取締役の個人別の職務執行内容を勘案して報酬内容、報酬額を決定しています。

3. 取締役の報酬の内容

① 報酬等（業績に連動しない金銭報酬）

基本的報酬となる固定報酬（以下 基本報酬という）

- ・個人別の基本報酬は経常的な売上金額の1%程度とします。
- ・取締役個別の担当職務、職責、職務実績、貢献度を加味して個別に決定します。

② 業績連動報酬

- ・事業年度ごとの業績に応じて役員賞与として一定の基準をもって金額を決定しています。
- ・毎期の経常利益金額の2.5%程度を目途に役員賞与として金銭支給しています。
- ・前期役員賞与総額に、当期の売上高経常利益率の対前期比増減率を乗じて当期の役員賞与総額を決定しています。

③ 非金銭報酬

- ・当社の業績に対して責務を担う業務執行取締役に対して、事業年度ごとの役務の提供の対価として株式報酬を付与します。
- ・事業年度の株式報酬枠を設定して、その範囲内で取締役個別の責務を考慮して付与株式数を取締役会で決定します。
- ・中長期の企業価値向上とそのための取締役インセンティブ付与を目的としています。

4. 報酬等の種類ごとの割合の決定方針

每期安定した利益を上げ、中長期的には企業価値の向上を目指した経営を図るために、報酬の比率を概ね以下のように決定しています。

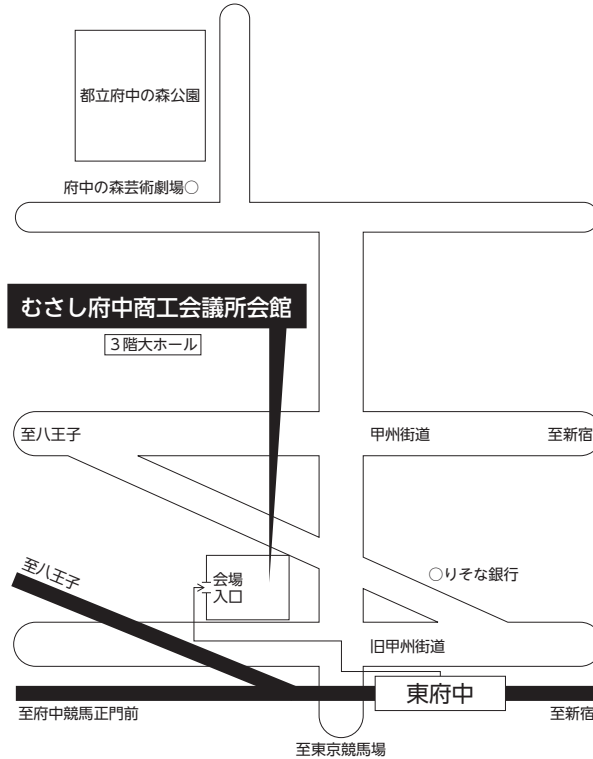
基本報酬	60%程度
業績連動報酬（役員賞与）	10%程度
非金銭報酬（株式報酬）	30%程度

5. 報酬等を支給する時期

- ・基本報酬は、毎月金銭で固定報酬として支給しています。
- ・業績連動報酬は、翌期に開催される定時株主総会終了後、金銭支給します。
- ・非金銭報酬は定時株主総会終了後、取締役会で定める時期に支給します。

以上

定時株主総会会場ご案内図



むさし府中商工会議所会館 3階 大ホール

〒183-0006 東京都府中市緑町三丁目5番地の2
TEL.042-362-6421
FAX.042-369-9889

交通機関のご案内

京王線 東府中駅下車徒歩1分